

## 令和4年度

### 第1回 帯広市地域公共交通活性化協議会（書面協議）次第

#### 1 議事

##### 【協議事項】

- 議案第1号 帯広市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について
- 議案第2号 協議会への学識経験者参画について
- 議案第3号 帯広市地域公共交通計画策定スケジュールについて
- 議案第4号 帯広市地域公共交通計画策定調査に係る国庫補助交付申請について

##### 《配付資料》

- 資料1 構成員名簿
- 資料2 協議事項説明書
- 資料3 帯広市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）
- 資料4 帯広市地域公共交通活性化協議会財務規程（改正案）
- 資料5 帯広市地域公共交通活性化協議会事務局規程（改正案）
- 資料6 協議会規約・財務規程・事務局規程改正案 新旧対照表
- 資料7 協議会参画学識経験者及び計画策定スケジュール（案）
- 資料8 地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金（地域公共交通調査事業）交付申請書（案）（抜粋）

## 令和4年度 帯広市地域公共交通活性化協議会 構成員名簿

(令和4年4月19日現在)

所 属	職 名	氏 名	備 考
十勝バス株式会社	取締役執行役員 事業本部長	長沢 敏彦	
北海道拓殖バス株式会社	業務部長	小森 明仁	
大正交通有限会社	代表取締役	道見 誠一	
毎日交通株式会社	専務取締役	千葉 和也	
十勝地区バス協会	事務局	寺山 康浩	
十勝地区ハイヤー協会	専務理事	塚本 俊二	
帯広市町内会連合会(住民代表)	副会長	齊藤 雅俊	
北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	酒井 啓友	
北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	議長	久保 真司	
北海道 十勝総合振興局 地域創生部 地域政策課	主幹	山田 貴弘	監査
帯広開発建設部 道路計画課	課長	大江 祐一	
帯広警察署 交通第一課	課長	桐山 知彦	
帯広市 都市環境部	部長	和田 亮一	会長
帯広市 経済部観光交流室	室長	加藤 帝	
帯広市 学校教育部教育総務室企画総務課	課長	佐藤 克己	
帯広市 市民福祉部地域福祉室地域福祉課	課長	永田 敏	
帯広市 市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課	課長	内藤 真也	
帯広市 経済部商業労働室商業労働課	課長	鳥本 貴敬	
帯広市 都市環境部環境室環境課	課長	西島 新一	

【事務局】 帯広市 都市環境部 都市建築室 都市政策課	室長	篠原 祥一	
	課長	岡田 剛	
	係長	涌井 一憲	
	主査	千葉 香織	
	主任	屋仲 聡一郎	
	主任	豊田 有	
	主任補	川筋 亮賀	

## 協議事項説明書

### 【協議事項】

#### (議案第 1 号) 帯広市地域公共交通活性化協議会規約等の改正について

- 資料 3 「帯広市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）」をご覧ください。
- 昨年度末に「帯広市地域公共交通網形成計画」の計画期間が終了し、今年度より、当協議会において「帯広市地域公共交通計画（仮称）」の策定に向けた取組を進めることとしております。
- この計画名称の変更は、令和 2 年度改正の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第 6 条第 1 項に掲げる計画名称の変更に基づくものであることから、法改正内容に合わせ、協議会規約の目的（第 1 条）及び協議事項（第 2 条）の記載内容を「網形成計画」から「交通計画」に改正するものです。
- また、併せて、規約、財務規則及び事務局規程の軽微な修正を行うものです。内容詳細につきましては、資料 3～6（改正案及び新旧対照表）をご確認ください。

#### (議案第 2 号) 協議会への学識経験者参画について

- 資料 7 「協議会参画学識経験者及び計画策定スケジュールについて」の上段「協議会に参画いただく学識経験者について」をご覧ください。
- 資料記載のとおり、当協議会における交通計画の策定や取り組むべき施策などについてご助言・ご意見等をいただくアドバイザーとして適任と考えられる学識経験者について、十勝地域・帯広市の公共交通実態に精通し、豊富な知識・経験を有する 北海道大学公共政策大学院 岸 邦宏 教授を提案いたします。

#### (議案第 3 号) 帯広市地域公共交通計画策定スケジュールについて

- 同じく資料 7 の下段「計画策定 想定スケジュール」をご覧ください。
- 令和 4 年度は、主に計画策定に向けた公共交通実態等の調査業務を実施予定であり、今回協議会を含め 5 回の協議会開催を予定しております。各協議会の開催時期及び協議事項の案については、資料記載のとおりとなっております。
- 計画素案の作成は令和 5 年 2 月を予定しており、協議会における内容の確認・調整を行い、令和 5 年 4 月に計画原案の内容確認を行うことを想定しております。
- 確認後の計画原案については、帯広市議会及び帯広市に報告を行い、内容確認・修正を経た上でパブリックコメントを実施します。パブリックコメントの内容を反映させた最終案について、再度帯広市議会及び帯広市に報告・確認の上、令和 5 年 9 月に計画策定することを想定しております。

#### (議案第4号) 帯広市地域公共交通計画策定調査に係る国庫補助交付申請について

- 資料8「地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金（地域公共交通調査事業）交付申請書（案）（抜粋）」をご覧ください。
- 前回の協議会（R3.12.23 開催）において、計画策定に向けた公共交通利用実態等の調査事業の実施にあたり、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）」を活用することについて決定しております。
- 本資料は、国庫補助金交付申請書のうち、事業実施内容及びスケジュールに関する記載部分を抜粋したものとなっております。今年度は、これらの項目について、専門的知識・技術を有する事業者への業務委託により調査を実施することを予定しております。
- 今回は、本内容にて国庫補助申請を行うことについてご確認をお願いいたします。委員の皆様からのご意見等を踏まえ、事務局において記載内容を調整した上で、4月26日（火）に北海道運輸局へ交付申請書類を提出予定です。なお、記載内容の調整につきましては、会長にご一任くださいますようお願いいたします。
- 各実施項目に基づく具体的な調査内容の詳細については、次回協議会までに、交通事業者・学識経験者等のご意見・ご助言をいただきながら、事務局案を作成の上、提案させていただきたく考えております。

#### **【回答書 記載事項について】**

以上、協議事項4件に対する承認または不承認、並びにご意見等について、別紙回答書により、4月25日（月）までにご報告くださいますよう、お願い申し上げます。

## 帯広市地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

制定 平成20年2月25日

## （目的）

第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## （協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認めること。

## （協議会の構成員）

第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

	法の規定区分	関係機関名等
1	第6条第2項第1号	市長が指名する帯広市職員
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交運労協 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

## （協議会の運営）

第4条 協議会に会長をおき、帯広市都市環境部長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は原則として公開とする。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、帯広市都市環境部都市建築室都市政策課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(監査)

第9条 会長は協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

2 監査委員は、会計監査の結果を協議会において報告する。

(財務)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月 日から施行する。

## 帯広市地域公共交通活性化協議会財務規程（改正案）

制定 平成20年2月25日

## （目的）

第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （会計年度）

第2条 協議会の会計年度は、帯広市の会計年度とする。

## （予算）

第3条 協議会の予算は、国、道及び帯広市等の負担金、補助金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度の予算を調製し、毎会計年度の協議会において承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

## （歳入歳出予算科目）

第4条 歳入及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

## （予算の流用等）

第5条 会長は歳出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

## （出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、会長が協議会で承認を受けた金融機関に預け入れなければならない。

## （出納員）

第7条 会長は、協議会の庶務を行う帯広市都市環境部都市建築室都市政策課の職員に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる職員は、現金の出納、保管その他必要な事務手続きについて適正に処理しなければならない。



(予算の執行)

第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続きは、出納員が行う。

2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月 日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 帯広市地域公共交通活性化協議会事務局規程（改正案）

制定 平成20年2月25日

## （目的）

第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第5条第2項の規定に基づき、帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事項
- （2）協議会の資料作成に関する事項
- （3）協議会の庶務に関する事項
- （4）その他協議会の運営に関し必要な事項

## （職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

2 事務局長は、帯広市都市環境部都市建築室長をもって充てる。

3 事務局次長は、帯広市都市環境部都市建築室都市政策課長をもって充てる。

4 事務局員は、帯広市都市環境部都市建築室都市政策課の職員をもって充てる。

## （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1）事務局の運営に関する事
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事
- （3）物品及び現金の出納に関する事
- （4）その他軽易な事項に関する事

## （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、帯広市の例によるものとする。

## （公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、帯広市の例によるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

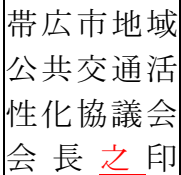
附 則

この規定は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
帯広市地域 公共交通活 性化協議会 会長の印	 帯広市地域 公共交通活 性化協議会 会長之印	てん書	21×21	会長名をもって 発する文書	1	会長

## 帯広市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正後（案）	現行	改正内容																								
<p>(目的)</p> <p>第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>交通計画</u>」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3) その他協議会が必要と認めること。</p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) <u>形成計画</u>の作成及び変更に関すること。</p> <p>(2) <u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3) その他協議会が必要と認められること。</p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。</p>	<p>法改正による計画名称の変更に伴う修正</p> <p>同上</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法の規定区分</th> <th>関係機関名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第6条第2項第1号</td> <td>市長が指名する帯広市職員</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第6条第2項第2号</td> <td>毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通株式会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第6条第2項第3号</td> <td>会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>		法の規定区分	関係機関名等	1	第6条第2項第1号	市長が指名する帯広市職員	2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通株式会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会	3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法の規定区分</th> <th>関係機関名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>第6条第2項第1号</td> <td>市長又はその指名する帯広市職員</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第6条第2項第2号</td> <td>毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通株式会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>第6条第2項第3号</td> <td>会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者</td> </tr> </tbody> </table>		法の規定区分	関係機関名等	1	第6条第2項第1号	市長又はその指名する帯広市職員	2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通株式会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会	3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者	<p>第4条の改正に伴う構成員の修正</p>
	法の規定区分	関係機関名等																								
1	第6条第2項第1号	市長が指名する帯広市職員																								
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通株式会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会																								
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者																								
	法の規定区分	関係機関名等																								
1	第6条第2項第1号	市長又はその指名する帯広市職員																								
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通株式会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会																								
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区交運労協 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者																								

<p>(協議会の運営)</p> <p>第4条 協議会に会長をおき、<u>帯広市都市環境部長をもって</u>充てる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 1～5 (略)</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、<u>委員</u>以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第7条 第<u>2</u>条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 ～ 第12条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成20年2月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成27年2月18日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和4年4月 日 から施行する。</u></p>	<p>(協議会の運営)</p> <p>第4条 協議会に会長をおき、<u>地方公共団体の長又は職員の中からこれを</u>充てる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 1～5 (略)</p> <p>6 協議会は、必要があると認めるときは、<u>会員</u>以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第7条 第<u>3</u>条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 ～ 第12条 (略)</p> <p>附 則 この規約は、平成20年2月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成23年5月27日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成27年2月18日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>会長を務める職員の明確化</p> <p>字句の修正</p> <p>条項の修正</p>
--	--	---



<p>(予算の執行)</p> <p>第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続きは、出納員が行う。</p> <p>2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 予算<u>整理</u>簿</p> <p>(2) その他必要な簿冊</p> <p>(決算等)</p> <p>第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を<u>調製</u>し、<u>監査委員</u>の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成20年2月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月 日から施行する。</u></p> <p>別表 (略)</p>	<p>(予算の執行)</p> <p>第8条 協議会の予算にかかる収入及び支出の手続きは、出納員が行う。</p> <p>2 出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。</p> <p>(1) 予算<u>差引</u>簿</p> <p>(2) その他必要な簿冊</p> <p>(決算等)</p> <p>第9条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を<u>調整</u>し、<u>監査員</u>の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>第10条 (略)</p> <p>附 則 この規程は、平成20年2月25日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>別表 (略)</p>	<p>帳簿名の修正</p> <p>字句の修正</p>
--	--	----------------------------

**帯広市地域公共交通活性化協議会事務局規程 新旧対照表**

改正後（案）	現行	改正内容
<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、<u>事務局次長及び事務局員</u>を置く。</p> <p>2 事務局長は、帯広市<u>都市環境部都市建築室長</u>をもって充てる。</p> <p><u>3 事務局次長は、帯広市都市環境部都市建築室都市政策課長をもって充てる。</u></p> <p><u>4 事務局員は、帯広市都市環境部都市建築室都市政策課の職員をもって充てる。</u></p> <p>(<u>専決</u>事項)</p> <p>第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関すること</p> <p>(2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること</p> <p>(3) 物品及び現金の出納に関すること</p> <p>(4) その他軽易な事項に関すること</p> <p>第5条 ～ 第7条 (略)</p>	<p>第1条 ～ 第2条 (略)</p> <p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に事務局長、<u>その他必要な職員</u>を置く。</p> <p>2 事務局長<u>及び事務局員</u>は、帯広市<u>の職員</u>をもって充てる。</p> <p>(<u>先決</u>事項)</p> <p>第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。</p> <p>(1) 事務局の運営に関すること</p> <p>(2) 物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関すること</p> <p>(3) 物品及び現金の出納に関すること</p> <p>(4) その他軽易な事項に関すること</p> <p>第5条 ～ 第7条 (略)</p>	<p>事務局職員を務める帯広市職員の職名及び担当部署の明確化</p> <p>字句の修正</p>



附 則

この規定は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
帯広市地域 公共交通活 性化協議会 会長の印	帯広市地域 公共交通活 性化協議会 会長 <u>之</u> 印	てん書	21×21	会長名を もって発 する文書	1	会長

附 則

この規程は、平成20年2月25日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
帯広市地域 公共交通活 性化協議会 会長の印	帯広市地域 公共交通活 性化協議会 会長 <u>の</u> 印	てん書	21×21	会長名を もって発 する文書	1	会長

会長印形状の表記  
修正

## 協議会参画学識経験者及び計画策定スケジュールについて

### 協議会に参画いただく学識経験者について

- 前回協議会において、今後の計画策定や協議会において取り組むべき施策などについて助言いただくため、交通計画・公共交通に関する専門知識を有し、各種会議に参画し政策提言等を行っている学識経験者に、当協議会へ参画いただくことを決定したところです。
- 上記条件に該当するとともに、十勝地域及び帯広市の公共交通実態に精通している学識経験者として、**北海道大学公共政策大学院 岸 邦宏 教授**にアドバイザーとして参画いただくことを提案いたします。
- 岸教授は、十勝地域をモデル地域として各種MaaS等の実証実験を実施した「シームレス交通戦略推進会議」の座長を務められたほか、十勝管内をはじめとする道内自治体の地域公共交通活性化協議会など数多くの交通政策関連の会議に参画された実績があることから、当協議会において貴重なご意見・ご助言をいただけるものと考えます。

### 計画策定 想定スケジュール

#### 《令和4年度》

- R4.4.19～25 第1回協議会 《今回会議》
- R4.4.26 地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金 交付申請書提出
- R4.5月中～下旬 交付決定通知
- R4.6月中～下旬 第2回協議会  
《協議事項》国庫補助交付決定報告／R3決算・R4予算／網形成計画総括／調査委託業務実施内容 等
- R4.7月中～下旬 第3回協議会  
《協議事項》調査業務委託事業者報告／調査内容・スケジュール説明 等
- R4.11月下旬頃 第4回協議会  
《協議事項》調査結果中間報告 等
- R5.2月 第5回協議会  
《協議事項》調査結果報告／計画素案確認 等
- R5.3月末 調査業務(国庫補助事業)完了実績報告

#### 《令和5年度》

- R5.4月 第1回協議会  
《協議事項》計画原案（パブリックコメント案）確認
- R5.7月 第2回協議会  
《協議事項》計画案確認
- R5.9月 帯広市地域公共交通計画 策定





## 【令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業）交付申請書(案)（抜粋）】

## 様式第5-1 別紙

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
1. 帯広市の概況整理	<p>住民基本台帳、地域メッシュ統計等の既存のデータを用いた GIS 分析により、社会基盤情報のデータ化を行う。</p> <p>（利用データ例：住民基本台帳、都市計画基礎調査、公共施設・病院・診療所、保育所・幼稚園・小中学校、地域包括支援センター、有料老人ホーム、商業施設、市営施設・観光施設、道路幅員、路線バスルート、バス停、道路交通センサス等）</p>
2. 公共交通網の現状調査	<p>公共交通網の実態に関する以下の項目について、事業者からの聴き取り等により調査する。</p> <p>1) 市内交通機関における運行状況の整理            路線バス、都市間バス、空港連絡バス、デマンド型交通、タクシー、JR、スクールバスなど、市内を運行する公共交通機関の運行状況を把握する。加えて、福祉輸送の実態を既存資料等から把握する。</p> <p>2) 車両台数及び車両設備等の整理            路線バス・デマンド交通車両台数、車両設備（バリアフリー車両等）を把握する。</p>
3. 公共交通の利用実態調査	<p>次の項目により利用実態調査を行う。</p> <p>1) 現況調査            路線バス利用実態及び収支状況、都市間バス及び空港連絡バス利用実態及び収支状況、デマンド型交通利用実態及び収支状況、市内タクシー利用実態、JR利用実態、スクールバス利用実態について調査する。</p> <p>2) 市内路線バス乗降調査            乗降センサー等が設置されている路線バスを対象に調査を実施し、路線別、停留所別、時間帯別の利用状況を把握する。</p> <p>3) 市内路線バス OD 調査            市内バス路線のうち、利用者や運行便数が少ない、あるいは平均乗車密度が低いなどして運行効率化の必要性が高い路線を対象に調査を実施する。調査時期は、秋期の平日・休日各1日で実施する。</p> <p>4) 乗り継ぎ拠点周辺及び帯広厚生病院における路線バス利用実態調査            乗り継ぎ拠点として考えられる2地区で、路線バスの利用実態及び待合状況を調査する。また、帯広厚生病院の利用者を対象とした路線バス利用実態について、十勝地域公共交通活性化協議会で行う調査結果をもとに分析を行う。</p> <p>5) 路線バス利用者アンケート調査            路線バス利用者に対し、バス路線の再編やサービス向上等に関するアンケート調査を実施する。調査は OD 調査と同時に実施する。</p>

様式第5-1 別紙

	<p>6) 住民ワークショップ</p> <p>地域住民の公共交通への関心を高めてもらうとともに、公共交通へのニーズや改善策、利用促進策等を把握することを目的とした、市内の3地区で住民ワークショップを実施する。</p>
<p>4. 帯広市地域公共交通計画(案)とりまとめ</p>	<p>上記調査に基づき、移動サービスの持続可能な提供の確保に関する問題点や課題を整理し、十勝地域の公共交通計画との連携や、上位計画・関連計画を踏まえつつ、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿についての基本方針をまとめる。また、基本方針に沿って、移動サービスの持続可能な提供の確保に向けた目標や、事業の実施主体、計画の達成状況の評価に関する事項等を具体的に反映させた計画を取りまとめることとする。</p>
<p>5. 協議会開催</p>	<p>計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための協議会を開催する。</p>

4. スケジュール				
実施項目	4月	9月	12月	3月
<p>・帯広市の概況整理</p>				
<p>・公共交通網の現状調査</p>				
<p>・公共交通の利用実態調査</p>				
<p>・帯広市地域公共交通計画(案)とりまとめ</p>				
<p>・協議会開催</p>	